

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働省は、労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

平成27年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務
②事務の概要	<p>・労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護を行うため、必要な保険給付等(保険給付及び特別支給金。以下「保険給付」という。)を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>・これらの一連の業務に、労災行政情報管理システムのセンタ環境を利用している。</p> <p>・労災保険給付の事務は、労働基準監督署、都道府県労働局において、請求書等の受付・入力、労災年金の受給要件や厚生年金等との併給調整額等に関する審査、通知・給付等を行う。請求書等の申請は書面のほか、e-Gov電子申請システムにより、書面に代えてインターネットを通じて行うことができる。</p>
③システムの名称	労災行政情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
労災年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条、番号法別表第1第5項、番号法第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会)番号法別表第2第7項 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第107項 ※各項の主務省令は、情報連携を開始する平成29年1月までに定める予定。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省労働基準局労災保険業務課
②所属長	労災保険業務課長 藤永 芳樹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室 (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html) ※郵送の場合の宛先についても同上
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生労働省労働基準局労災保険業務課 177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 03-3920-3311

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

